

平成24年度第1回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成25年1月9日（水）午後3時から午後5時まで

2 場 所

嘉島町役場2階大会議室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

青木委員、井上委員、大坪委員、副島委員、高野委員、張委員、中村委員、逸見委員、三角委員、皆川委員、村上委員、山本委員（15人中12人出席）

(2) 事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

清田課長、上村課長補佐、橋本課長補佐、廣畑主幹、守江主任主事

(3) 都市計画決定権者等

6人

(4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者1社（熊日新聞）

4 議 題

「(仮称) 嘉島東部台地土地区画整理事業」環境影響評価準備書について

5 議事概要

事務局（環境保全課）から、今回の事業概要の説明、熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明した後、都市計画決定権者（嘉島町及び委託先である株式会社エイト日本技術開発）から、準備書についての説明が行われた。主な質疑等については以下のとおり。

委 員	特に質問したいという内容があればお願いしたい。 はいどうぞ。
-----	-----------------------------------

委 員	資料集の82ページについてだが、前回の方法書の段階でも井戸水の水質が出ていたが、今回の資料でのカドミウム濃度が異常に高す
-----	--

ぎる感じがしている。確認してほしい。

委員 　ただ今の件について、都市計画決定権者側、ここで回答できるか。

委員 　カドミウム濃度が亜鉛濃度よりもこのように高いということは通常あり得ないと思う。(環境、水道水質) 基準超過になっている可能性があると思うので、確認してほしい。

委員 　都市計画決定権者側、ここで回答が無理という事であれば、持ち帰り回答ということで構わないがどうか。

委員 　持ち帰り回答ということで構わない。

都市計画
決定権者 　確認した後、後日、回答したい。

委員 　では、そういうことでお願いしたい。
他にないか。はい、どうぞ。

委員 　地下水に関してだが、地下水のモニタリングを行うとともに影響された場合に適切な対応とあるが、具体的な内容を言えるのであればどのようなものか聞きたい。

　もう一つ、地下水のモニタリングに関連して、湧水量等の湧水池のモニタリング。パワーポイント資料の48「地下水 現況調査地点」を見ると、事業実施区域周辺の湧水池は、事業実施区域に近い。説明を聞きながら「台地の改変が周辺の湧水にどのくらい影響するのか」と考えた。私は、周辺の環境に大きく影響するのではないかと懸念を持っているが、湧水池のモニタリングは可能か。

都市計画
決定権者 　地下水のモニタリングについては、準備書 p6-233 に記載している5つの観測井戸で継続的に実施して行く。次に、影響があった場合の必要な措置についてだが、事業実施区域に住宅が一気に張り付き、その結果、取水が急に増えるというような想定はしておらず、段階的な取水になると考えている。そのような中で、急激な水位の低下等、影響が確認された場合については、取水の制限をさせて頂くとか、そういった方策を考えている。

委員

地下水の取水については、今、県が取水制限について条例で検討している最中であるので、その辺の調整が必要だと思うが、地下水のモニタリングをしているのは県なのか。それとも嘉島町がモニタリングしている結果を県に提供しているのか。

私は、現在、県環境審議会水保全部会の委員であるため、その部会の中でデータが提示されるのだが、町が独自に実施しているのか。それとも県が調査をしているのか。

都市計画
決定権者

地下水位については、現在、東海大学に委託してモニタリングを行っている。

委員

では、町が個別に実施しているということか。
他に質問等あるか。はい、どうぞ。

委員

パワーポイント資料について質問したい。私が大気分野の担当であるので大気質に関してだが、パワーポイント資料の24「予測・評価の結果（大気質①）建設機械の稼動」のところで、大気の大気質①の二酸化窒素の場合、基準又は目標値 0.06ppm に対して、基準ギリギリの 0.059ppm という予測になっている。準備書では6-24 ページだが、表 6-1-1-17(2)の予測地点「南部集落」の平成 33 年度の日平均予測濃度が 0.059ppm になっている。なぜ、平成 26 年～28 年、平成 30 年及び平成 33 年という予測時期を設定したのか、私が見る範囲では分からなかった。できればこの点を明確にしたらいいいのではないかということが一つ。

もう一点は、準備書 6-19 ページ、排出強度算出式のところである。計算式が概要になっているが、 N_0 は、建設機械の年間工事日数なのだが、最初の予測期間は平成 26 年から平成 28 年であるので、ちょうど3年間となる。ここでは1年で計算しているので、後の予測結果は一年ごとに予測したのか、それとも3年合計による3年間の計算なのか。ここを明確にしないと、6-24 ページの表 6-1-1-17(2)の予測結果の比較ができなくなるわけである。その点を確認してほしい。どういう計算をしたのか資料の中に明確に書いてほしい。そのようにお願いしたい。

委員

今、ここで都市計画決定権者からの回答をお聞きになりたいか。

委員

後日の回答で構わない。

都市計画
決定権者

後日回答したい。

委員

他にないか。はい、どうぞ。

委員

今日の説明には無かったのだが、文化財について質問したいと思う。

事業実施区域におけるこれまでの発掘調査に関する紀要や報告書の刊行状況、もしくは刊行スケジュール、予定があればそれを教えて頂きたい。それから、今後の調査、対象地域の試掘の実施状況、若しくは予測状況等あれば教えて頂きたい。

というのも、事業実施区域には多くの遺跡が含まれているようだが、こういう事業で一番事業者を困らせるのが埋蔵文化財ではないかと思う。正直、掘ってみないと内容が分からないところがある。そして、掘ってみて「大変なものが出た。困った。保存するかどうか。」ということが一番懸念されるのだと思う。しかし、今回は影響がないということで、最初から×になっている。このことを、私は少し不思議に感じている。そういうところに気を配って、そういうことが起きた時にはどうするかというように、慎重な姿勢でいなければならないのではないかと考えている。

前任者からも、遺跡の評価のしようがないと聞いている。報告書が見あたらず、遺跡の評価ができないのにこういうことになっていることについて疑義を引き継いでいる。調査概報の有無あるいは正式な概報の刊行状況等について教えて頂きたいと思う。

都市計画
決定権者

先ほどの都市計画決定権者の説明の中にあっただかと思うが、平成9年にこの事業を計画した。今の委員の御指摘のとおり、埋蔵文化財というのがこういう開発行為の時には結構事業スケジュールに影響するというような話もあるため、平成10年に、都市計画課が、県文化課に相談（協議）し、まずは事業計画区域内の包蔵地を絞り込むことが必要だろうということで、平成10年に、この域内で試掘確認調査を行い、約18haぐらいの包蔵地ということを確認した。そのときに、文化課に相談（協議）した結果、膨大な調査面積になるため、事業認可を受ける前に前倒しで現地調査を行うこととなり、平成12年から調査に着手した。その後、今委員の発言のように概報や報告書というものが今まで刊行できていない状況にある。と言うのも、埋蔵文化財調査に関する県と市町村の役割分担の中で、このよ

うな町の単独事業の場合は、町がその調査主体となって実施してほしいということだったが、現地の発掘調査の方を急がなければならない状況にあった。また、整理して報告書を作成するというところまでは、予算的にも人力的にも手が回らないなという現実的な問題があった。その当時、文化課の方から、専門調査委員を職員化して対応してほしいということだったが、現地調査の方で、予算的にも人力的にもかなり割かれるような状況だった。整理作業については、平成 21 年から、整理の嘱託職員を増やして、その図面とか写真とか、報告書を出すための一時的な整理作業に着手している。しかし、報告書の作成をするにしても、かなり膨大な量になっているので、作業スペースがないことから、平成 23 年度に、役場の隣接地を用地買収して、平成 26 年に埋蔵文化財の収納倉庫を建設する予定にしている。

埋蔵文化財包蔵地 18ha のうち今約 10～11ha ぐらいの調査が終わり、平成 26 年ぐらい、収蔵倉庫ができる辺りで、報告書作成に当たりたいと考えている。

委 員

私も発掘調査をして報告書を書くことを本務としているので、その苦労は分かるのだが、報告書が出ないということが問題である。かつては、報告書が出ないばかりに学会に叩かれ、捏造という問題もあった。また、韓国では報告書を出さないと発掘資格も停止されるという非常に厳しいものとなっている。報告書によって遺跡は評価されるのだが、これだけ環境、動植物についてはデータが出ているにも関わらず、遺跡については何一つデータが正直言えば示されていない。埋蔵文化財については全く評価を受けていない状態で、「影響なし」という判断が下されているということについては、これはどうかなという疑義が生じるかと思う。ただ今、御事情は説明頂いた。お金がない、人的な余裕もない、スペースもない、そういう事情は分かるが、逆に言えば「遺跡をどう捉えているのか」という姿勢も問われるため、発掘報告書、概報でも構わないので、まずは評価を受けるに足る資料の提出をお願いしたい。文化財分野の担当委員として望む。

委 員

おそらくそのような資料を示す必要があると同時に、書きぶりが良くないというように感じている。他の箇所にもあるのだが、「影響がない」と書いてしまうと、それで終わってしまうので、これは少し慎重にする必要があると考える。これについては、委員の皆さんから意見を出していただけたらと思うが、その中で具体的に表現され

と思う。

他にあるか。どうぞ。

委員

自然との触れ合い活動の場に関する調査について、調査方法の中にヒアリング調査を実施したというようなことも書いてあるのだが、このヒアリング調査の結果というのは記載しているのか。

都市計画
決定権者

地元の方に「今何されているのか」という形でヒアリングを実施しているが、そのヒアリングの結果というのは、人数でしか反映させていない。また、「どういうことをしていますか」ということについても、「活動の場」や「活動の場の利用の状況」といった部分に参考にしながら入れているので、調査結果の中にヒアリング調査の結果として別途記載しているわけではない。

委員

この調査の回数についてだが、調査結果を出すには不十分な回数ではないかと思うので、どういった方々に、どういう内容をヒアリングしたのか、そういった状況も含めて記載すると分かりやすいのではないかと思った。

その他、活動特性に関する調査結果の表では、午前、昼食時、午後に分けて記載しているが、触れ合い活動というのは、時間帯によるところが大きいと思うので、具体的な時間帯とか、他の調査にあるような工程表のようなものがあると分かりやすいと思った。

委員

よろしいか。

それでは他にないか。どうぞ。

委員

パワーポイント資料の75「予測の結果（生態系③）生態系の構造、機能への影響」に「地域全体としての生態系構造に大きな変化ない。」と記載し、その理由として「同様の環境は調査地域外周辺にも見られるため」としている。嘉島町といえば、先ほども述べたとおり、「湧水」というのがどうしても頭から離れない。

「調査地域外周辺」という場合、江津湖も含まれると思うが、江津湖を含めてここでは「湧水」が基本となって植物も生育していて、そして水田があり色々な生き物が生息していて、安らぎができているのだと思う。そのため、この台地の改変が湧水なり地下水なりに影響するのではないかという危惧がどうしても頭を離れないので、その点について説明資料に書き込んでほしかった。準備書には書いてあるかも知れないが、事業を実施したとしても大丈夫なんだとき

ちんと記載してもらわないと、少し不安だなと感じる。ここの湿地を中心とした生物が、5年後、10年後、事業が完成したときに消えていたというのではいけないので、きちんと書いてほしいと思う。

委員 よろしいか。先ほども話があったが、周辺地域に生息・生育しているから良いという書き方は、矛盾しているのでやめてほしい。
他にあるか。はい、どうぞ。

委員 希少動植物についてだが、調査によって事業実施区域に確認された動植物については移植すると書いてあるが、移植先としてどういった場所を考えているのか。具体的な場所を決めているのか。

都市計画決定権者 具体的な場所についてはまだ決めていないが、今後、有識者の方に相談しながら決めていきたいと考えている。

委員 こういう場合、割と移植するというのが安易な答えとして出てくるのだが、例えば、この準備書の中にも一年生植物とかあるし、こういう場合には、移植するということがそれほど重要な、実際に役に立つような良い方法とは思えない。

そのため、周辺地域にきちんと移植先が確保できているとか、そういうような形で影響がないというように書いた方が良いのではないかと思う。

委員 それについては私も意見として書くつもりだが、時間がないのでここでは控えたいと思う。

残り時間がないが、その他に御質問はないか。

それでは、1月31日が質問を含めた意見提出の締め切りなので宜しくお願いしたい。

以上で審議を終了したいと思う。

※配付資料

①会議次第

②（仮称）嘉島東部台地土地区画整理事業に関する環境影響評価手続き等について

③今回のアセス案件に係る意見照会